

別府市農業委員会倫理規程

令和2年2月21日 農業委員会公示第3号

別府市農業委員会倫理規程

「農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会に課せられた社会的使命をいまいちど胸に刻み、かかる社会的使命を果たすために、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、職務に対する市民の信頼を確保するため、農業委員等に求められる倫理規範を確認し、職務遂行の礎とするため、この規程を制定する。

(目的)

第1条 この規程は、農業委員等がその社会的使命を適切に果たすための倫理規範を定めることにより、コンプライアンスの一層の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業委員等 農業委員及び農地利用最適化推進委員をいう。
- (2) 農業委員 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、別府市長から任命された者をいう。
- (3) 農地利用最適化推進委員 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、別府市農業委員会から委嘱された者をいう。
- (4) 関係者等 農業委員等が職務として行う業務の対象となる当事者及び利害関係人をいう。

(倫理原則)

第3条 農業委員等は、その職務を執行するに当たり、次に掲げる倫理原則を遵守する。

- (1) 農業委員等は、法律による行政の原理に従って法令等を遵守するとともに与えられた権限を行使する。
- (2) 農業委員等は、公務員として、一部の奉仕者としてではなく、全体の奉仕者として、公正に職務を執行する。

(3) 農業委員等は、公私の別を明らかにし、その職務や地位を自ら又は自らの属する組織のために利用しない。

(4) 農業委員等は、刑法（明治40年法律第45号）第197条第1項に規定する収賄罪その他の刑事責任を問われるような行為を行わない。

（禁止行為）

第4条 農業委員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 関係者等から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

(2) 関係者等から接待を受けること。

(3) 関係者等から金銭の貸付けを受けること。

(4) 関係者等に債務について弁済、担保の提供又は保証をさせること。

(5) 関係者等の負担により無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(6) 関係者等の負担により無償で役務の提供を受けること。

（報・連・相と組織的対応）

第5条 農業委員等は、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求等があったときは、速やかに農業委員会会長（以下「会長」という。）及び農業委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告又は連絡をした上で、必要な対応を相談し、組織的対応を行うものとする。

（報・連・相の要としての会長）

第6条 会長は、農業委員会の会務を総理し、農業委員会を代表する者として、農業委員等に対して指導及び助言を行うとともに、農業委員等及び事務局からの報告、連絡及び相談に応じ、違法行為を未然に防止するよう努めなければならない。

（職場環境配慮義務）

第7条 会長は、事務局の職員が働きやすい職場環境で働くことができるよう配慮するものとする。

（通報等に対する措置等）

第8条 会長及び事務局は、農業委員等の違法行為に関して通報等があったときは、速やかに事実関係の確認などの調査を行い、必要な措置を執るものとする。

(違法行為に対する措置等)

第9条 会長は、農業委員等が違法行為を行った場合は、農業委員会総会に諮り、農業委員にあつては速やかに市長に報告するものとし、農地利用最適化推進委員にあつては必要な措置を講ずるものとする。

2 会長自らが違法行為を行ったときは、会長職務代理者が前項に規定する措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。